

## 新型コロナウイルス関連情報

(オーストリア国内における制限措置の改定)

オーストリア政府は、6月10日以降の措置に関する保健省令を公布しました。現行措置からの主な変更点は以下のとおりです。この措置は、6月10日から30日まで適用されます。

- 1 同居人以外との間に確保すべき距離を1メートル以上とする（現行は2メートル以上）。
- 2 店内に入場できる顧客数は10平方メートルあたり1人までとする（現行は業種によって20平方メートルあたり1人まで又は10平方メートルあたり1人まで）。
- 3 屋外の市場におけるマスク着用義務を撤廃する。
- 4 施設の営業可能時間は、他に定めのない限り5時から24時までとする（現行は22時まで）。飲食業等に関しては、24時から翌5時までの間は店舗から半径50メートル以内では飲食物の消費は禁止（現行は22時から翌5時まで）。
- 5 飲食業については、同居人以外の場合は屋内では8人まで（現行は4人及び未成年の子女6人まで）、屋外では16人まで（現行は10人及び未成年の子女10人まで）とする。会合については、時間に関係なく（現行は5時から22時まで）、同居人以外の場合は屋内では8人まで（現行は4人及び未成年の子女6人まで）、屋外では16人まで（現行は10人及び未成年の子女10人まで）とし、未成年の子女は人数に含めないこととする。

◎オーストリア政府による国内新型コロナウイルス対策措置（適用は6月10日～30日まで）

（注1）原則として、公共の場で他人と1メートルの距離を置き、屋内公共の場でマスク（FFP2または同等水準以上のもの。以下同じ。）を着用することを義務付ける。

（注2）マスク着用義務は6歳未満に対して適用外とし、15歳以上にFFP2マスク着用を義務付け、6歳から14歳までは通常マスクで代替可能とする。

（注3）陰性証明書、接種証明書、抗体証明書の提示義務については10歳未満（小学生）に対しては適用除外とする。

（注4）入場の際に陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかの提示が必要な店舗、施設では顧客に個人情報登録を義務付ける。

### 1 陰性証明書、接種証明書、抗体証明書

（1）陰性証明書は検体採取から24時間以内の当局に登録した陰性の自己抗原検査結果、検体採取から48時間以内の権限を有する施設による陰性の抗原検査結果、検体採取から72時間以内の権限を有する施設による陰性のPCR検査結果のいずれかとする。

（2）接種証明書は初回接種から22日以上経過して90日以内のもの、2回目を接種して初回接種から270日以内のもの、接種が一度で済むワクチンの接種から22日以上経過して270日以内のものいずれかとする。

（3）抗体証明書は90日以内の中和抗体証明書または180日以内の治癒を証明する医師の診断書とする。

### 2 集会

（1）屋内で大人8人及び付随する子供、屋外で大人16人及び付随する子供を限度として当局への届け出なしで可能。

（2）大人17人以上は指定席でない場合、50人までを上限とし、当局への届け出を義務付ける。屋内での飲食は不可。入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

（3）大人17人以上で指定席の場合、屋内1,500人、屋外3,000人を上限とし、当局の許可を得る。入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

### 3 飲食店

（1）入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

(2) 屋内はテーブル当たり大人8人及び付随する子供、屋外は大人16人及び付随する子供を限度とする。同居家族の場合はこれを超えてもよい。

(3) 営業時間は5～24時までとする。

(4) 持ち帰りの場合は陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要。

#### 4 宿泊施設

(1) チェックインに際して陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

(2) 飲食店、プール、フィットネスセンターなどの利用には別途、陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

#### 5 商店

(1) 入場の際に陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれも不要。

(2) 店舗面積10平方メートル当たり1人の客を入店許可。

#### 6 サービス業

(1) 身体が接近するサービス業への入場の際にのみ陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

(2) 店舗面積10平方メートル当たり1人の客を入店許可。

#### 7 スポーツ・遊戯施設

(1) 博物館・美術館・図書館を除き、原則として入場には陰性証明書、接種証明書、抗体証明書のいずれかが必要。

(2) 屋内では面積10平方メートル当たり1人の客を入場許可。

(3) 営業時間は5～24時までとする。

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：(市外局番01) 531920

Fax：(市外局番01) 5320590

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>